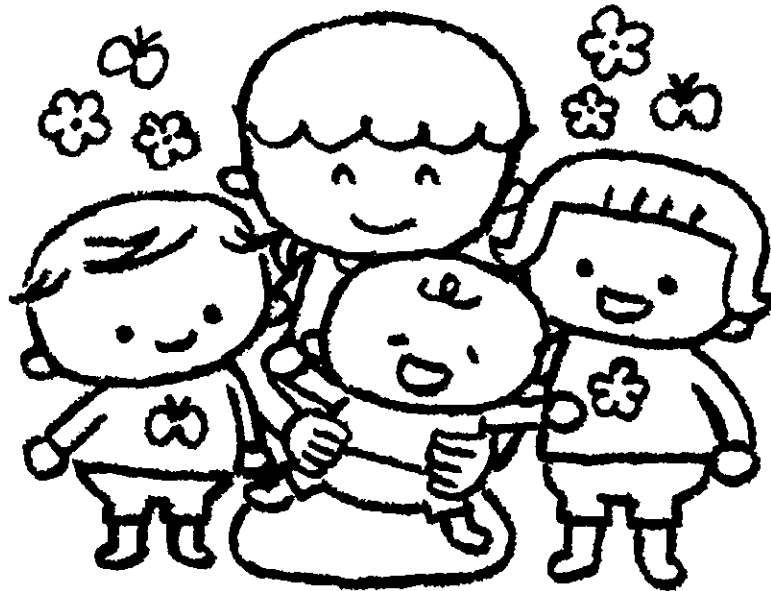


重要事項説明書

(特定教育・保育施設用)

《 令和 7 年度 》



社会福祉法人 津慶福祉会

津嘉山保育園

令和7年度 重要事項説明書（特定教育・保育施設用）

教育・保育の提供を開始するにあたり、当保育園より説明すべき事項は次のとおりです。

1. 施設運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 津慶福祉会
代表者氏名	理事長 松本 嘉津江
所在地	沖縄県島尻郡南風原町津嘉山105番地
電話番号	098-889-1336
ホームページ	http://www.ans.co.jp/n/tsukazan/

2. 利用施設

施設の名称	津嘉山保育園		
所在地	沖縄県島尻郡南風原町津嘉山105番地		
電話番号	098-889-1336		
管理者名	園長 比嘉 容子		
特別保育の実地状況	発達支援児保育、延長保育(1時間)、一時預かり(自主)		
職員研修	資質の向上のため全職員へ実施		
利用定員(年齢別)	0歳児	3号24名	3歳児 2号34名
	1歳児	3号30名	4歳児 2号21名
	2歳児	3号30名	5歳児以上
			計 139名
認可年月日	昭和 48 年 9 月 22 日		
事業所番号	4701-005790-8		

3. 施設の目的・運営方針

事業の目的	① 日々保護者の委託を受けて、保育を必要とする乳幼児を保育する。 ② 前項の規定にかかわらず、特に必要があるときには、日々保護者の委託を受けて保育を必要とするその他の児童を保育することができる。
理念	子どもの最善の利益を守り、一人ひとりの生きる力の基礎を身につけさせ、心身共に健やかに育てる。

4. 施設・設備等の概要

敷地	全体	1,130㎡	第2園庭 787㎡	
	園庭	215.15㎡		
建物	構造	鉄筋コンクリート構造		
	延べ面積	1,075.73㎡		
施設の内容	乳児室	2室	保育室	7室
	ほふく室	2室	遊戯室(ステージ)	1室
	調理室	1室	幼児用トイレ	4室
	調乳室	1室	事務室(医務室)	1室
設備の種類	冷暖房、身障者トイレ			
その他	屋外遊戯場			

5.職員体制 令和7年4月1日現在

職名	人数
園長	1人
主任保育士	1人
保育士	常勤25人 非常勤2人
保育助手	3人(1人)
調理員	4人(1人)
看護師	1人
事務員	1人

6. 保育を提供する日

開園日	月曜日から土曜日
開園時間	午前7時から午後6時
休園日	日曜日、祝日、慰霊の日(6/23)、年末年始(12月29日～1月3日)
その他	新年度準備のため家庭保育協力願い(3月30日～31日)

*警報発令時の対応について

別紙(連絡帳参照)

*感染症流行時の対応について

別紙(連絡帳参照)

*インフルエンザ・新型コロナウイルスの対応について

園基準 クラス児童の1/3以上が罹患した場合はクラス閉鎖を行う。(囑託医と相談し判断する)

7.保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

保育標準時間認定	保育時間	午前7時～午後6時
	延長保育時間	午後6時～午後7時
保育短時間認定	保育時間	午前8時～午後4時又は、午前9時～午後5時
	延長保育時間	午前7時～午前9時 午後4時～午後7時

* 上記保育時間以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、延長保育を提供します。延長保育の利用にあたっては、お支払いいただく通常の保育料のほかに、別途利用者負担が必要となります。(別表1参照)

* 短時間保育について(別表2参照)

8.提供する保育等の内容

当保育園は、保育所保育指針(平成30年4月1日施行)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

① 特定教育・保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

② 特別発達支援児保育

心身に障害がある、または発達発育に遅れがある子どもの保育を行っています。

通常保育よりも保育士の数を増やして、より手をかけた保育を行うことで、子どもの発達を促し、基本的生活習慣や社会性を育みます。

③ 一時保育(自主)

1.緊急的保育:保護者の疾病等により緊急又は一時的に保育を必要とする児童(月15日を限度)

2.私的理由による保育:保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を軽減するため保育を必要とする児童(月15日を限度)

④ 地域子育て支援拠点事業実施「津嘉山たんぽぽ広場」

楽しい遊びを通して、からだやこころの育ちを支える保育を中心とした子育て支援の場です。
発達・育児相談・子育てについての情報提供等を行っています。

9. 食事の提供方法等について

① 食事の提供方法

自園調理

② 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。

献立は毎月献立表でお知らせします。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児		10時30分頃 (離乳食)	14時30分頃 (離乳食)	1歳になったら幼児食へ移行する
1歳児	9時00分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時00分頃	11時頃	15時頃	
3歳児	11時30分頃		15時頃	
4歳児	11時30分頃		15時頃	

③ アレルギー対応状況

アレルギー、その他事情により給食に配慮が必要な場合は、あらかじめご相談ください。
その際は、医師による診断書の提出が必要で、除去食及び代替食にて対応しています。
食物アレルギー対応マニュアルあり。

④ その他衛生管理等

集団給食施設届出を南部保健所へ提出しています。

日々の健康管理確認及び検便検査の実施(毎月1回)による調理従事職員、乳児担当職員等の健康管理を徹底しています。調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

⑤ 3・4・5歳児の給食費の徴収について (別表1参考)

10. 利用料金

① 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

南風原町が定める利用者負担額をお支払いいただきます。

保育料の納入は口座振替をご利用ください(口座引き落とし日は毎月15日)。

ただし、納付書による納入も可能です。

② 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等(延長保育)

延長保育料のお支払方法については、(別表1)でお知らせします。

③ 保育の提供に要する利用者負担金等(実費負担)

(別表3)に掲げる費用を負担していただきます

11. 利用の開始について

南風原町の利用調整に基づいて、入所決定され、支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

12. 利用の終了について

以下の場合には保育の提供を終了します。

- 1 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- 2 町外に転出するとき
- 3 長期欠席するとき
- 4 その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

13. 嘱託医

当保育所は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

1 内科

医療機関の名称	わんぱくクリニック
医院長名又は医師名	呉屋 良信
所在地	南風原町字津嘉山1490
電話	098-888-1234

2 歯科

医療機関の名称	オキナワ・デンタルオフィス
医院長名又は医師名	下地 恒太郎
所在地	南風原町字津嘉山1339-1番地
電話	098-888-2087

14. 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

15. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。		
避難訓練	火災を想定した避難訓練を月1回実施・地震を想定した避難訓練を年1回実施		
防災設備	自動火災報知機	誘導灯	消火器
	ガス漏れ報知器	非常警報装置	放送設備
避難場所	第1避難場所：津嘉山小学校 第2避難場所：津嘉山地域振興資料館		

16. 虐待の防止のための措置に関する事項

入園する子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置、その他必要な体制の整備を行うと共に、職員に対する研修の実施、その他必要な措置を講じています。

17. 損害責任保険の加入

当保育園では以下の保険に加入しています。

保険会社	独立行政法人日本スポーツ振興センター 大同火災海上保険株式会社		
保険の種類	スポーツ災害	傷害保険	賠償保険

18. 保育内容に関する相談・要望・苦情

受付担当者	桃原 千賀子	
受付責任者	比嘉 容子	
利用時間	午前9時～午後5時	
連絡先	電話 098-889-1336	
	FAX 098-889-1380	
第三者委員	金城 好春	金城 美根子
受付方法	面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。	

19. 個人情報の保護に関する基本方針

当保育園では個人情報保護に関する基本方針として、保育所保育指針第6章1項(6)プライバシーの保護及び秘密保持の内容を掲げています。児童福祉法第18条の22で、「保育士は正当な理由なく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保育士でなくなった後において同様とする。」と厳しく定め、第61条の2で違反した場合の罰則も定めている。

私たち保育士は、日常から個人情報に接する機会が多いことを自覚し、その保護に対する意識を高め、取り扱いについては常に慎重にするように意識します。なお、児童虐待を発見した場合には、子ども家庭課、児童相談所に通告しなければならぬ義務があります。

別表1

1. 延長保育に係る利用者負担

短時間認定の方が、利用時間(8時間)を超えて利用する場合、延長保育となり、別途延長保育料が発生します。

①11時間の開所時間を超える延長保育(※従前どおり)

延長利用1時間あたり300円(1カ月の上限額3,000円)

②11時間の開所時間内における延長保育

(保育短時間の基本利用時間(8時間)を超えての延長保育)

延長利用1時間あたり300円 (1カ月の上限額3,000円)

項目	7時から8時まで	16時から18時まで	18時から19時まで
		1時間	
保育標準時間	——	——	300円
保育短時間	300円	300円	
備考 1 毎月20日に前月分の料金を徴収する。			

2. 3・4歳児の給食費の徴収

対象 3歳児(きりん組)・4歳児(ぞう組)は給食費を保育園へ支払います。

	主食費	副食費	合計
3歳児(きりん組)	1,300円	5,300円	6,600円
4歳児(ぞう組)	1,300円	5,300円	6,600円
免除対象	1,300円	0円	1,300円

※物価高騰により変更することもあります。

短時間保育について

●短時間保育利用者の要件

- ①就労時間・就学時間・・・月64時間以上、月120時間未満の方
- ②育児休業中の方
- ③求職活動中の方

●利用可能時間

- ①8:00～16:00
- ②9:00～17:00

★登園する際は、玄関にて登降園システムを打刻してから、クラスに入室して下さい。

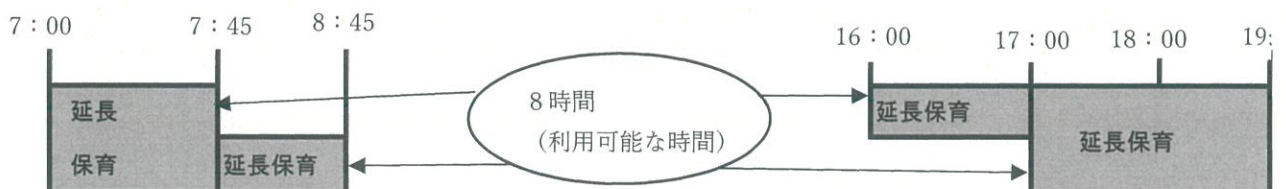
★津嘉山保育園では保護者支援として、朝の登園時は15分前

- ①7:45～ ②8:45～の、受け入れが可能となっています。
- (玄関先 登降園システム打刻時)

※登園①7:45前・②8:45前に打刻されると、延長料が発生します。

降園時も①16:00後・②17:00後に打刻されると、延長料が発生します。

利用時間のイメージ



★利用時間を①か②を選択し、担任まで申し出て下さい。

別表3

●保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
カラー帽子	対象:全園児 クラスの見分け・散歩時等の日差しからの保護のため	870円
体育着(上下)	対象:2歳児以上 運動会・行事・リトミック指導等に着用のため	上着 2250円 ズボン 1850円
保育用品	対象:3歳児 園児が利用する文具のため	クレヨン 500円 のり 165円

※価格については、物価高騰により変更する可能性もあります。ご了承ください。